

大牟田市営住宅 募集案内

令和6年度 第2回 隨時募集

申込受付開始

令和6年9月20日(金)～ 8:30～17:30 (日・祝日除く)

※ 初日(9月20日)の受付は、午前10時までに市住管理センターの受付窓口に来られた方を対象に、申込の順番を決める抽選を行い、その順番で随時募集の受付をします。



応募方法

大牟田市営住宅管理センターで入居申込を受け付けます

※ 郵送での申し込みはできません

問合せ・申込先

大牟田市営住宅管理センター

TEL : 0944-41-0123

大牟田市不知火町 1 丁目1－8

ホームページにて募集団地の間取り図やイメージ写真をみることができます。

スマートフォンのカメラ機能で右側のQRコードを読み込んで確認できます。

大牟田市営住宅管理センター ホームページ : <http://omuta-shijyu.com>



市営住宅入居には、申し込み資格や収入基準があります。

この案内書をよく読んでお申し込みください。



1. 市営住宅の入居にあたって	• • • • P1
2. 入居の注意事項	• • • • P2
3. 申込みから入居までの流れ	• • • • P3
4. 申込み資格	• • • • P4
5. 募集住宅の種類	• • • • P7
6. 月額所得の計算方法	• • • • P8
7. 募集団地一覧表	• • • • P11
会場案内図	



○ 市営住宅とは

市営住宅は、大牟田市が住宅に困っている低所得の方に対して国から補助を受けて建設された住宅を低額な家賃で賃貸することを目的としています。

このため入居については、公営住宅法や大牟田市営住宅条例などに定められた色々な条件があります。

入居条件の一つとして収入基準が法令で定められています。世帯全員の収入が収入基準以下でないと入居できません。

また、毎年家賃については、入居者の収入に応じて変動します。

募集案内の趣旨をご理解いただいたうえで、お申込みください。

1. 入居にあたって

市営住宅は、お住まいの住宅以外の通路、公園、駐車場、駐輪場、集会所、敷地内樹木草刈などをはじめとした共同施設全体を入居者全員で協力して運営管理しています。

また、市営住宅は集合住宅です。入居者自身と生活習慣などが違う人が多数住んでいます。誰もが快適な生活を送る為に、規則やルールを守りお互いに協力した生活をお願いします。

① 家賃は入居される世帯の収入と住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて毎年度の収入の申告により決定します。

② 家賃は、原則として指定金融機関の口座振替により納入していただきます。

③ 入居手続きのときに、家賃2か月分を敷金として納入していただきます。

なお、生活保護受給中の方は、生活保護担当者に家賃、敷金の支給について、ご相談ください。※生活保護受給中の方は、家賃の支払いは原則として代理納付になります。

④ 入居にあたり、身元引受人が必要になります。

⑤ 単身世帯は、入居後緊急時の対応のため、緊急連絡先等を記載する「単身入居者生活・支援状況申告書(緊急連絡先等)」を提出していただきます。

⑥ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合には、入居資格を認めません。

入居後、暴力団員であった、なったことが判明した場合は住宅の明け渡しになります。

2. 入居の注意事項



① 自治会等の加入について

住みよい団地づくりを進めるためには、入居者同士や近隣の方とコミュニケーションを図ることが大切です。市営住宅へ入居したら自治会等に必ず加入していただきます。

自治会等活動では共用部分等の清掃や草刈りなどを行います。円滑な団地づくりのためにご協力をお願いします。

② 市営住宅内では、次の行為は禁止されています。

(1) 他の居住者との円満な共同生活を妨げるような迷惑行為

通常の生活音以外の故意的な大きな音や大声を出す行為、団地内通路への不法な駐車、決められた排出以外のゴミ捨て等は共同生活に適さない行為となります。



駐車禁止

- (2) 犬、猫、鳥等の動物を飼育、餌付け及び持ち込むこと（一時的な預かりも含む）
- (3) 商売を営んだり、会社の事務所など住宅以外の用途に使用すること

③ 家賃以外にかかる費用

(1) 入居開始時

- 敷金（家賃2か月分）
- 浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の設置費用（原則として入居者負担での設置）

(2) 入居期間中

- 共益費の負担（階段や通路の灯り、共用水栓水道料金、集会所やエレベーターの維持管理費など）※エレベーターの維持費は設置団地のみ
- 自治会等の会費の負担
- 駐車場使用料（市営住宅の駐車場には空きがない場合や駐車場を設けていない団地もあります。その場合は、民間などで探して頂き、事前に保管場所を確保して頂く必要があります）※車を所有されている方

(3) 退去時

- 住宅の原状回復にかかる費用（入居前の状態に戻して頂きます）
 - ・ 置、ふすま替えの費用
 - ・ 浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の撤去
 - ・ 入居後に取り付けた物の撤去
 - ・ 壊れた箇所がある場合の修復費用

④ 入居中の手続き等

- 入居後、家賃は世帯の収入により変動しますので、毎年収入申告をすることが義務づけられています。
- 民間住宅と違い、同居者に変動がある場合などには、届出・申請手続きが必要です。
入居後、入居者（名義人）が死亡や転出等した後、同居者が引き続き市営住宅に居住するには、市の承認が必要です。
市の承認を受けていない場合には、退去を求めることがあります。



3. 申込みから入居までの流れ

入居申込

申込みは、1世帯につき1住宅のみです。
「入居申込書」に所定の事項を記入して市営住宅管理センターへ申込下さい。
入居資格審査に関する書類を配布します。



入居資格審査

当選者は入居資格審査に必要な書類を申込から10日以内に提出して下さい。
なお、指定期日までに提出されない方は辞退したものとして取扱います。
※提出先 「市営住宅管理センター」



入居者説明のご案内通知

入居資格審査に合格された方は、入居に必要な「市営住宅賃貸借約書」「身元引受人承認書」等の書類をお渡しします。
※どうしても指定の日時で参加できない場合は必ず事前に連絡して下さい。
連絡がなく欠席の場合は当選を取消す場合があります。

入居予定住宅のカギを貸出・下見

下見後、入居の最終意思確認をお伺いします。
入居意思を決められた方は、関係書類並びに入居名義人と身元引受人の「印鑑登録証明書」等を合せ提出下さい。



誓約書等の書類提出

入居を希望又は辞退される方も、10日以内に書類を提出して下さい。
なお、提出されない方は辞退したものとして取扱います。
※提出先 「市営住宅管理センター」



カギ渡し説明のご案内通知

カギ渡し説明(入居許可)

個別に市営住宅管理センターで、カギ渡し入居に関する説明を行います。
「入居できる日の通知書」及び「住宅のカギ」をお渡しします。
カギ渡し日の翌日を市営住宅入居日とし、家賃及び駐車場使用料が発生します。
入居許可後、すみやかに入居してください。
水道・電気・ガスについては、入居者自身で手続きをお願いします。

4. 申込み資格(必ず確認して下さい)

市営住宅に応募される方は、次の(1)～(7)条件を全て満たしていなければ申込みできません。(申込者本人は、入居時の名義人となります。また、入居までの間に名義人の変更はできません。)

※申込み資格に関する基準日は、「受付期間の最終日」現在とします。ただし、入居許可時に申込み資格が満たされていなければ、入居の決定を取消します。

(1)入居申込者は、成年者(18歳未満の既婚者を含む)であり、同居者又は同居しようとする親族がある方

- ア 夫婦の別居・父母の別居等の不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- イ 婚約中の方が申込まれる場合は、当選後に婚約証明書が必要です。なお、入居されるまでには、婚姻を証明する戸籍謄本か婚姻受理証明書を提出していただきます。
- ウ 離婚予定の方は、原則として入居説明会までに離婚を証明する戸籍謄本か、離婚届受理証明書を提出していただきます。
- エ 戸籍上離婚していない夫婦の一方とその子等の世帯(いわゆる別居状態)は申込みできません。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の適用を受けることができる世帯は除きます。
- オ 内縁関係にある方も申込みできます。この場合、住民票の続柄に「未届の夫」または「未届の妻」と記載する届出を入居資格審査の書類提出までに完了している方に限ります。
- カ 性的少数者でパートナーシップ関係にある方も申込みできます。この場合、その関係を都道府県知事または市町村長がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類(福岡県内で有効な書類)によって、原則として入居資格審査の書類提出時に確認できる方に限ります。

単身世帯申込要件 — 次の①～⑧のいずれかに該当する方は、申込みができます

- ※ 申込みができる団地は、募集団地一覧表の「単身」欄に「可」の表示がある団地のみです。
- ※ 夫婦別居による単身申込みはできません。
- ※ 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。(当選後、日常生活や介護等の「単身入居者資格認定のための申告書」を提出していただき審査します。)

- ① 60歳以上
- ② 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度の方
 - ・身体障害者(身体障害者手帳1級から4級)
 - ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級から3級)
 - ・知的障害者(療育手帳または判定書A1からB2)
- ③ 戦傷病者で障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表の3の第1款症であるもの
- ④ 原子爆弾の被害者で、医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑤ 生活保護を受けている方
- ⑥ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、本邦に引き揚げた日から5年以内の方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等
- ⑧ DV被害者で次のいずれかに該当するもの
 - ・配偶者暴力相談支援センター又は女性自立支援施設において保護を受けた後5年以内の被害者
 - ・配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去等命令が出された後5年以内の被害者

(2)収入基準に合う方

同居しようとする親族(婚約者を含む)の収入を含め、月額所得が次の金額であること。

公営住宅・改良住宅の収入基準額(月額所得)は、世帯所得から諸控除後の金額になります。

別紙（8～10ページ）月額所得の計算方法の説明をもとに算出してください。

種類	世帯別	月額所得基準額	階層別
公営住宅	一般世帯の場合	158,000円以下	原則階層世帯
	高齢者・障害者・子育て世帯等の場合	214,000円以下	*裁量階層世帯
改良住宅	一般世帯の場合	114,000円以下	原則階層世帯
	高齢者・障害者・子育て世帯等の場合	139,000円以下	*裁量階層世帯

*裁量階層世帯とは

- ① 60歳以上の方、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の方又は満18歳未満の方からなる世帯
- ② 身体障害者(身体障害者手帳1級～4級)の方のいる世帯
- ③ 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1、2級程度)の方のいる世帯
- ④ 知的障害者(療育手帳重度又は中度程度(手帳B2又はBの軽度は除く))の方のいる世帯
- ⑤ 戦傷病者手帳を受けた方(恩給法別表の特別項症～第6項症又は第1款症)のいる世帯
- ⑥ 被爆者手帳を受けている方で、かつ被爆の影響で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯
- ⑦ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯
- ⑧ 平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯
- ⑨ 子育て世帯(小学校就学前の者がいる世帯)
※ 入居後、小学校に入学した後は裁量階層世帯に該当しなくなるため、収入基準の緩和が無くなります。収入基準超過者になる場合は退去していただくことになります。
- ⑩ 入居者及び入居の際の同居者である配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者またはパートナーシップ関係にある者・婚約者(入居するまでに婚姻をする場合に限る。)を含む。)の年齢の合計が80歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日(事実婚者の場合は、事実婚となった日、パートナーシップ宣誓を行った日)から1年以内の方の世帯

(3)現在住宅に困っている方

- ア 原則として持ち家がある方は申込みができません。
- イ 原則として県営住宅または市（町・村等）営住宅の入居者は、申込みできません。
(車いす対応住宅希望者を除く。)

(4)大牟田市内に住んでいるか又は勤務先がある方

ただし、「市外居住者」でも次のア・イのいずれかに該当する方は申込むことができます。

市外居住者申込要件

ア. 新婚世帯

申込者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者またはパートナーシップ関係にある者・婚約者（入居するまでに婚姻をする場合に限る。）を含む。）の年齢の合計が80歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日（事実婚者の場合は、事実婚となった日、パートナーシップ宣誓を行った日）から1年以内の方の世帯。

イ. 子育て世帯

申込者、配偶者（事実婚及びパートナーシップ関係にある方並びに婚約者を含む）と現に扶養している中学生以下の子を含む世帯、若しくは、申込者と現に扶養している中学生以下の子を含む世帯。

※申込みができる団地は、募集団地一覧表の「市外申込」欄に「可」の表示がある団地のみです。

(5)過去において県営住宅または市（町・村等）営住宅に入居していた方は、無断退去や家賃滞納など不正な使用をしたことがないこと

(6)申込者又は同居者（予定者）が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定される暴力団員でないこと

(7)入居の際は、身元引受人が1人必要になります

また、単身で入居される方は身元引受人と別に、緊急時の連絡先として、「単身入居者生活・支援状況申告書（緊急連絡先等）」を届けていただきます。

※ 身元引受人は、入居者との連絡などの他に入居者の死亡などの場合に、家財処分や疊代の支払いなどの退去手続・対応を行っていただくようになりますので、なるべく大牟田市内に居住し、できれば親族の方にお願いし、退去時等の説明を行っておいてください。

※ 身元引受人がどうしてもおられない方は、保証会社等と契約いただくことで入居ができます。



5. 募集住宅の種類

- 募集住宅は下記のとおり区分され、申込みは1世帯につき1住宅のみです。
他の住宅区分との重複申込みはできません。
なお、年齢及び期間等の基準日は、令和6年9月20日とします。

区分	内容
①多家族向け住宅	入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。
②優先階住宅	1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。 次のいずれかに該当し、階段の昇降に著しく支障を来している方がいる世帯が対象です。 ア. 身体障害者手帳で肢体不自由（下肢・体幹）1～4級 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器機能）1級 視覚障害1・2級の方 イ. 80歳以上の方 ウ. 疾病等で階段の昇降に著しく支障を來し、その治療に長期間を要する方（医師の診断書等の書類提出が必要）
③車いす対応住宅	住宅に車いす用スロープがある住宅です。 重度の障害又は疾病等により、車いすを常時使用される方がいる世帯が対象です。（医師の診断書等の書類提出が必要） 車いす対応住宅の入居条件に該当しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。 その際は、一般市営住宅の入居基準に合う世帯は他の市営住宅に移り住むことができます。
④新婚・子育て世帯向け住宅	新婚・子育て世代を支援するための住宅です。 次のいずれかに該当する世帯が対象となります。 ア. 新婚世帯 申込者及び入居の際の同居者である配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者・パートナーシップ関係にある者・婚約者（入居するまでに婚姻をする場合に限る。）を含む。）の年齢の合計が80歳以下であり、かつ、その婚姻の届出の日（事実婚者の場合は、事実婚となった日、パートナーシップ宣誓を行った日）から1年以内の方の世帯。 イ. 子育て世帯 申込者、配偶者（事実婚及びパートナーシップ関係にある方並びに婚約者を含む）と現に扶養している中学生以下の子を含む世帯、若しくは、申込者と現に扶養している中学生以下の子を含む世帯。
⑤特別募集住宅	過去に住宅内での死亡等が発生したため、募集を停止していた住宅です。 敷金や家賃等は一般的な住宅と同じ条件です。入居の際は、室内死亡が過去に発生したことの了解と、そのことを理由に住宅の住み替えや異議を申し立てないことの「誓約書」を提出していただきます。
⑥一般住宅	上記①から⑤以外の住宅です。

※一般住宅等に入居の方で、階段の昇降が困難になれば、一般住宅から優先階住宅への住宅交換制度があります。

※申込みに際し、虚偽の記載をしたり、入居後に申込み時と状況が違った場合は、住宅を明け渡していただく場合があります。

6. 月額所得の計算方法

● 申込みの基準となる世帯の月収額の計算方法は、まず1年間の世帯員全員の総所得金額を計算して、そこからあてはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割ったものです。

● 総所得金額の計算方法は、得ている収入の種類（年金・給与・事業等の所得）や現在の勤務先に勤務し始めた年月日や現在の事業などを始めた年月日によって異なりますので事項を参考に計算してください。

※計算方法がわからない方は、収入が確認できる書類を準備し市営住宅管理センターに気軽にお尋ねください。

①世帯の年間合計所得額 ②合計控除額)

$$\text{月額所得} = (\boxed{\quad} \text{円} - \boxed{\quad} \text{円}) \div 12$$

※月額所得が5ページの月額所得基準額以内になります。

①世帯の所得額の計算(次の収入の種類別の所得金額の見方を参考に計算してください)

対象者	収入の種類	年間収入	年間所得額
名義人	給与・事業・年金		
同居人()			

① 世帯の年間合計所得額

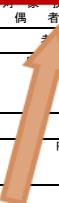
収入の種類別の所得金額の見方

■ 給与所得の方の年間所得額

※ 前年1月2日以降の年の中途で就職・転職等が変わった場合は、所得の計算方法が違いますので、お問い合わせください。

年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又は居 所	(受給者番号)									
		(役職名)									
種 別		支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所 得 控 除 の 額 の 合 計 額	源 泉 徴 収 税 額						
内 千 円		4 528 000	3 182 400	千 円	千 円						
控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等		控除対象配偶者の有無等	
老人		老人		老人		老人		老人		老人	
有 徒 有	千 円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額		
内 千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円



源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が年間所得額になります。

■ 事業所得の方、2種類以上の所得がある方の年間所得額

所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(第一表)

所 得 金 額 等	事 営 業 等	①		1	4	0	0	0	0
	農 業	②							
	不 動 産	③							
	利 子	④							
	配 当	⑤							
	給 与	区分	□ □ □	⑥					
		公 的 年 金 等	⑦						
		業 务	⑧						
		そ の 他	⑨						
		(⑦から⑨までの計)	⑩						
	総 合 謙 渡・一 時	(③+④+⑤)×1/2	⑪						
	合 計	((①から⑥までの計)+(⑩)+(⑪))	⑫	1	4	0	0	0	0

確定申告書(控)で確認してみよう。



所得税及び復興特別所得税の確定申告書Bの控えの「所得金額等の合計の金額」が年間所得額になります。



■ 年金收入の方の年間所得額の計算

※ 年金振込通知書の支払金額では、年間所得額の計算方法が違いますので、詳しくは市営住宅管理センターへお問い合わせください。

年分 公的年金等の源泉徴収票												
支払を受ける者		住所又は居所		支 払 金 額		原 宿 徴 収 税 額		年 月 日		生年月日	年金の種別	
		(フリガナ)		1, 523, 000 円								老齢基礎・厚生
		氏名										
区分		支 払 金 額		原 宿 徴 収 税 額								
所得税法第203条の第1号・第4号適用分		1, 523, 000 円										
所得税法第203条の第2号・第5号適用分												
所得税法第203条の第3号・第6号適用分												
所得税法第203条の第7号適用分												
本 人		控除対象者		扶養対象者		障害者の数		社会保険料の額				
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡夫	の有無等	特定期	老人	その他	特別	その他	年	月	
				一般	老人	人	人	人	人			
控除対象者		(フリガナ)		区分		【社会保険料の内訳】						
		氏名				介護保険料額						
控除対象扶養親族		(フリガナ)		区分		後期高齢者医療保険料額						
		氏名										
		(フリガナ)		区分								
		氏名										

源泉徴収票の「支払金額」より、下記の表の年間所得の計算式で年間所得額がわかります。

年金収入額(税込)		年間所得の計算式	
65歳以上	1,100,000円以下	0円とする	
	1,100,001円以上 3,300,000円以下	年金収入額 - 1,100,000円	
	3,300,001円以上 4,100,000円未満	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	
	4,100,001円以上 7,700,000円未満	年金収入額 × 0.85 - 685,000円	
	7,700,001円以上 10,000,000円未満	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000円	
65歳未満	600,000円以下	0円とする	
	600,001円以上 1,300,000円以下	年金収入額 - 600,000円	
	1,300,001円以上 4,100,000円未満	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	
	4,100,001円以上 7,700,000円未満	年金収入額 × 0.85 - 685,000円	
	7,700,001円以上 10,000,000円未満	年金収入額 × 0.95 - 1,455,000円	

65歳以上の計算例

$$1,523,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = \text{年間所得額 } 423,000 \text{ 円}$$

65歳未満の計算例

$$1,523,000 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = \text{年間所得額 } 867,250 \text{ 円}$$



② 合計控除額の計算

「控除額」の該当する項目の人数及び金額を記入します。

控除の種類	控除対象者	控除額	申込世帯控除額
1.同居親族及び扶養親族	申込者以外で、収入の有無にかかわらず同居または扶養している親族	38万円×()人 (家族数－1人)	
2.基礎控除振替分	給与所得又は公的年金等に係る所得がある人 (事業所得のみの場合は対象外)	10万円×()人 10万円未満の時は当該所得	
3.老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上で所得金額48万円以下の人	10万円×()人	
4.特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満で所得金額が48万円以下の人	25万円×()人	
5.ひとり親	婚姻をしていない人または配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子(所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない)を有し、合計所得額が500万円以下である人	35万円×()人 2.の控除後、その金額より35万円を限度に控除	
6.寡婦	上記のひとり親控除には該当せず、婚姻または事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 ①夫と離婚した人で扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	27万円×()人 2.の控除後、その金額より27万円を限度に控除	
7.特別障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aのいずれかを交付されている人	40万円×()人	
8.障害者	障害者手帳を交付されている人で上記の特別障害者控除に該当しない人	27万円×()人	
② 合計控除額			

〈同居親族及び扶養親族を計算〉

2人以上で申込む場合は、必ず控除できます。

38万円×(入居しようとする家族数－本人＋入居しない扶養親族数)

380,000円×(3－1+0)人=760,000円



7. 募集団地一覧表(令和6年度 第2回 隨時募集)

- 住宅の種類については、申込みの要件がありますので、「募集住宅の種類」（7ページ）の内容を確認いただき申込みください。
- 下記表中、「浴槽」「風呂釜」「給湯器」欄で、「無」と記載している住宅は、入居者の方での設置が必要になります。
- 「単身」欄の「可」の住宅は、単身世帯でも、「単身世帯申込要件」（4ページ）に該当される方は、申込むことができます。
- 「市外申込」欄の「可」の住宅は、市外居住者でも、「市外居住者申込要件」（6ページ）に該当される方は申込むことができます。

住宅の規格等 【一般住宅】

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	龍湖瀬		龍湖瀬町40-12	平原	昭58	180	3DK	可	可	無	無	-	一部有	17,600～34,500	8棟26 (2階)	1戸
	白銀		白銀777-2 白銀777-39	吉野	昭62平1	168	3DK	-	可	無	無	-	一部有	17,900～37,500	2棟11 (1階) 3棟22 (2階) 5棟21 (2階) 12棟12 (1階)	4戸
	南橋①		橘1408-1	吉野	昭51	246	3DK	-	可	無	無	-	有	14,100～27,800	11棟203 (2階)	1戸
	東谷①		櫟野3214-4	玉川	昭53	198	3DK	可	可	無	無	-	一部有	13,100～26,100	1棟11 (1階) 2棟21 (2階) 12棟22 (2階)	3戸
	勝立①		新勝立町2丁目1-1	天の原	平4	192	2DK	-	-	無	無	-	有	15,800～31,100	5棟32 (3階)	1戸
	勝立②		新勝立町2丁目1-1	天の原	平3	192	3DK	-	-	無	無	-	有	19,200～37,700	6棟31 (3階) 8棟32 (3階)	2戸
	高泉①	有	歴木541-46	高取	平29	396	2DK	-	-	有	-	無	一部有	15,200～29,900	A棟810 (8階)	1戸

【多家族向け住宅】 入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	橘①		橘1340-1	吉野	平8	150	3LDK	-	-	有	-	無	有	24,900～48,900	1棟25 (2階)	1戸
	南橋②	有	橘1251-1	吉野	平15	246	3LDK	-	-	有	-	無	有	26,500～52,100	2棟306 (3階)	1戸

【車いす対応住宅】 住宅に車いす用スロープがある住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	高泉②(新築)	有	歴木541-7	高取	令5	396	1R	可	-	有	-	無	一部有	16,000～31,400	B棟105 (1階)	1戸

【多家族向け車いす対応住宅】 3人以上の世帯の中に、常時車いすを利用される方がいる世帯が対象の住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	南橋③	有	橋1251-1	吉野	平14	246	3LDK	-	-	有	-	無	有	28,200～ 55,300	1棟101 (1階)	1戸

【新婚・子育て世帯向け住宅】 新婚・子育て世代を支援するための住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	南橋④		橋1408-1	吉野	平15	246	2DK	-	-	有	-	無	有	19,900～ 39,000	6棟203 (2階)	1戸
公営	南橋⑤	有	橋1251-1	吉野	平14	246	2DK	-	-	有	-	無	有	19,800～ 38,900	1棟211 (2階)	1戸

【特別募集住宅】 過去に住宅内での死亡等が発生したため、募集を停止していた住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	南橋⑥	有	橋1251-1	吉野	平14	246	2DK	-	-	有	-	無	有	19,800～ 38,900	1棟209 (2階)	1戸
公営	東谷②		櫻野3214-4	玉川	昭53	198	3DK	可	可	無	無	-	一部 有	13,100～ 25,700	2棟34 (3階)	1戸
公営	高泉③	有	歴木541-46 歴木541-7	高取	平29 令4	396	2DK	-	-	有	-	無	一部有	15,200～ 31,400	A棟811 (8階) B棟311 (3階)	2戸

○ 浴槽・風呂釜・給湯器を、大牟田市が設置している住宅

【多家族向け住宅】 入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
改良	小浜南		小浜町80-1	大正	平10	128	3LDK	-	-	有	-	有	有	24,700～ 42,000	4棟32 (3階)	1戸

【多家族向け優先階住宅】 1階の住宅で、通路から住宅までの階段が比較的少ない住宅です。

入居時に、3人以上の世帯が対象の住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	橋②		橋1281-1	吉野	平11	150	3LDK	-	-	有	-	有	有	25,600～ 50,300	5棟12 (1階)	1戸

【特別募集住宅】 過去に住宅内での死亡等が発生したため、募集を停止していた住宅です。

住宅名(種類)		EV	所在地	校区	建設年度	全戸数	間取り	単身	市外申込	浴槽	風呂釜	給湯器	駐車場 ¥3,000	住宅家賃	募集戸数	
公営	高泉④	有	歴木541-46	高取	平29	396	2DK	-	-	有	-	有	一部有	15,500～ 30,500	A棟311 (3階)	1戸

※高泉A棟B棟の駐車場は、駐車場整備を行っているため、高泉C棟の駐車場になります。

メモ欄

COMING SOON

COMING SOON



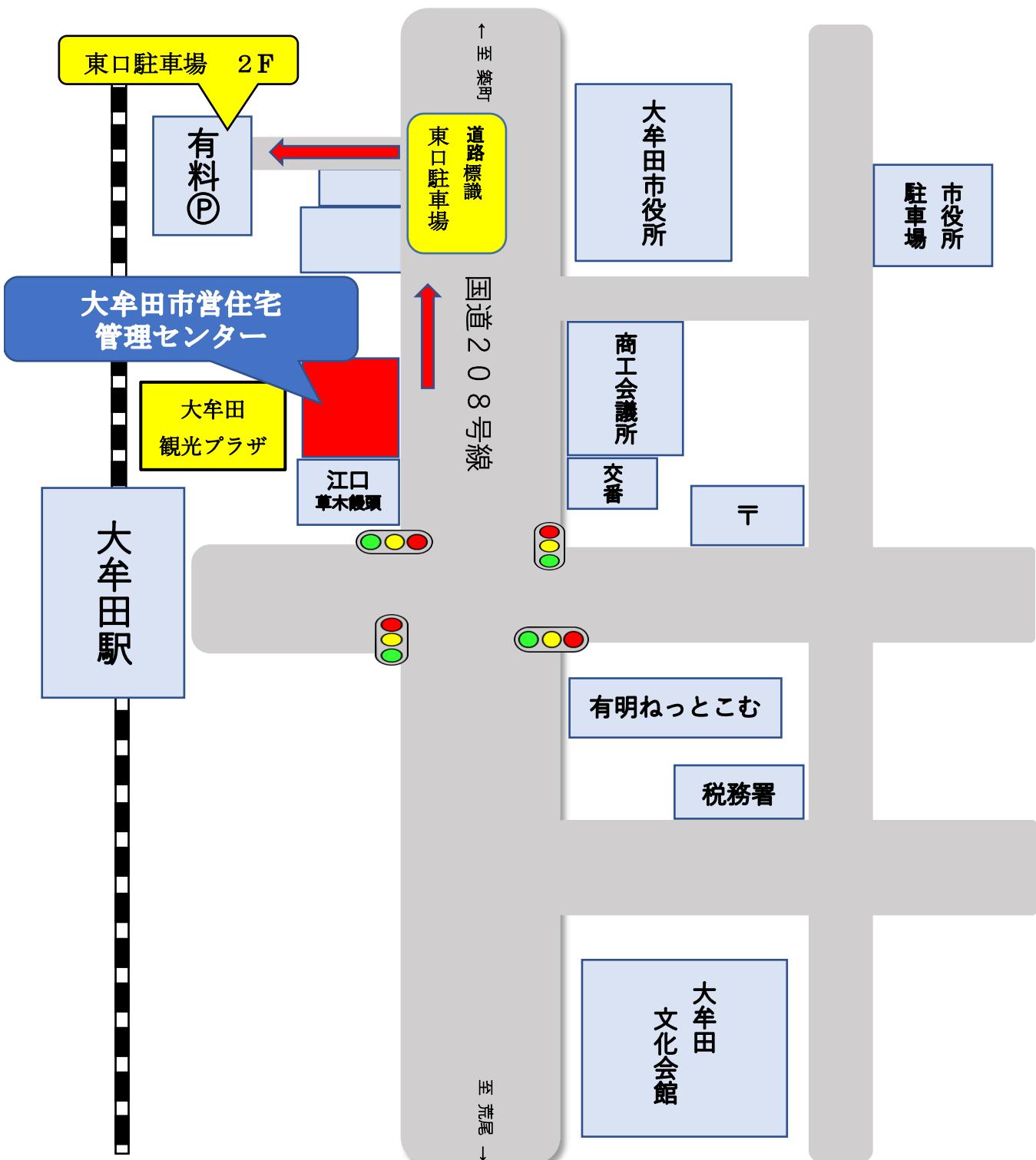
અનુભૂતિ પરિપ્રેક્તા



会場案内図

<申込受付> 大牟田市営住宅管理センター

住所：大牟田市不知火町1丁目1-8 TEL : 0944-41-0123



※ 駐車場は、東口駐車場をご利用され、駐車券をご持参ください。

駐車料金が無料となる、駐車利用券をお渡しします。

他の駐車場に停められると、駐車券をお出しできません。